

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年4月10日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530045

研究課題名（和文）安保理決議が法的拘束力を有する要件について：主要国の見解の調査研究

研究課題名（英文） Requirements for a Security Council resolution to have a legally binding effect: A survey of views of major States

研究代表者

浅田正彦（ASADA MASAHIKO）

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90192939

研究成果の概要（和文）：

安保理決議が法的拘束力を有するためにはいかなる要件を満たす必要があるかについて、主要国の国連代表部の法律顧問を中心に聞き取り調査を行った結果、これまでの有力な学説が唱えていた要件、すなわち国連憲章第7章の下の決議において「決定（decides）」されることが必要であるという要件は、今日では必ずしも妥当しておらず、「決定」以外であっても、例えば「要求（demands）」であっても法的拘束力を有するとする見解が広く共有されていることが判明した。

研究成果の概要（英文）：

Under this research project, a series of interviews have been conducted with legal advisors of major States' permanent missions to the United Nations for the purpose of finding the legal requirements for a UN Security Council resolution or a paragraph thereof to have a legally binding effect. As a result, it is found that contrary to the prevailing opinions of the writers, decisions (paragraphs starting with "decides" in a resolution adopted under Chapter VII of the UN Charter) are not the only cases where they have a legally binding effect; demands (paragraphs starting with "demands" in a resolution adopted under Chapter VII) are also legally binding nowadays according to the views of major States.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国連、安保理、決議、国連憲章、法的拘束力

1. 研究開始当初の背景

安保理決議が法的拘束力を持ちうることはよく知られているが、いかなる要件を満たした場合に、法的拘束力を有することになるのかについては、1971年の国際司法裁判所（ICJ）のナミビア事件・勧告的意見が一般的な指針を示したものの、それに対して英仏両国が異論を唱えるなど、見解の一致が見られなかった。また、学説上は、国連憲章第7章の下で採択された決議における「決定（decides）」は法的拘束力があるとの見解が有力である。そのような中で、過去数年の間に、「決定」以外であっても法的拘束力があるとの主張が散見されるようになったため、この点の解明に関心を有するようになった。

2. 研究の目的

法的拘束力を有する安保理決議は、条約に優先する効力を有するとされる（国連憲章第103条）ことから、この点のあいまいさは大きな問題である。そこで、今日の安保理においては、いかなる要件を満たした場合に、法的拘束力があると考えられているのかという点について調査研究することにした。

3. 研究の方法

いかなる要件を満たせば安保理決議が拘束力を有するのかについて、抽象的に議論してもあまり意味がなく、現に安保理（あるいはより広く国連）においてどのように捉えられているのかが重要である。より具体的には、主要な国連加盟国がいかなる見解であるのかが重要であるので、主要国の国連代表部の法律顧問に対して、直接にインタビューを行うことで、この点に関する調査を行うことにした。また、それに先立って、「決定」以外であっても法的拘束力があると主張される関連安保理決議について文献的な検討を行い、それに基づいて質問票を作成し、インタビューの実施につなげた。

4. 研究成果

主要国の国連代表部の法律顧問へのインタビューの結果、次の点が明らかとなった。まず、主要国はいずれもこの問題に関して強い関心を有している点で一致していたが、同時に、主要国の間でもこの問題についていまだに見解の一致があるわけではないことが判明した。しかし、多くの国が、有力な学説が唱えているように、国連憲章第7章の下における「決定（decides）」であることが、法的

拘束力を有する安保理決議の条件であるとは考えていないことも判明した。多くの国は、「決定」以外にも「要求（demands）」であっても（国によっては「要求（requires）」であっても）法的拘束力を有すると考えている。そして、それは、2006年の安保理決議をめぐる経緯が影響しているようであることも明らかとなった。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計12件）

① 浅田正彦 「イランの核問題と国際社会の対応」『法学論叢』170巻（2012年）106-166頁。（査読無）

② Masahiko Asada, “The Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and the Universalization of the Additional Protocol,” *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 16 (2011), pp. 3-34. (査読有)

③ 浅田正彦 「国連の北朝鮮制裁と輸出管理」『CISTEC Journal』131号（2011年）14-24頁。（査読無）

④ Masahiko Asada, “A Solution in Sanctions: Curbing Nuclear Proliferation in North Korea,” *Harvard International Review*, Vol. 32 (2011), pp. 18-21. (査読有)

⑤ Masahiko Asada, “Confronting the Challenges to the Nuclear Non-Proliferation Treaty,” *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 52 (2010), pp. 67-100. (査読有)

⑥ 浅田正彦 「北朝鮮の核問題と国連安保理の対応—制裁を中心に—」『法学セミナー』665号（2010年）38-39頁。（査読無）

⑦ 浅田正彦 「クラスター弾の国際的規制とオスロ条約」『法学セミナー』670号（2010年）49-53頁。（査読無）

⑧浅田正彦『核兵器のない世界』と核不拡散の課題—追加議定書の普遍化をめぐって—『国際問題』595号(2010年)14-33頁。(査読無)

⑨ Masahiko Asada and Trevor Ryan, “Post-War Reparations between Japan and China and the Waiver of Individual Claims: Japan’s Supreme Court Judgments in the *Nishimatsu Construction* Case and the *Second Chinese ‘Comfort Women’* Case,” *Italian Yearbook of International Law*, Vol. 19 (2010), pp. 207-232. (査読有)

⑩浅田正彦「憲法9条と国際法」『自由と正義』60巻(2009年)22-31頁。(査読無)

⑪浅田正彦「誰が核軍縮・不拡散を進めるのか」『外交フォーラム』254号(2009年)67-71頁。(査読無)

⑫ Masahiko Asada and Trevor Ryan, “Post-War Reparations between Japan and China and Individual Claims,” *Journal of Japanese Law*, Vol. 14 (2009), pp. 257-284. (査読無)

[学会発表] (計12件)

①浅田正彦「国連による北朝鮮制裁について」日本安全保障貿易学会(2011年9月24日、京都大学)

② Masahiko Asada, “North Korean Nuclear Development and UN Sanctions,” 18th Asian Export Control Seminar (2011年2月15日、東京国際交流館)

③ Masahiko Asada, “Non-Proliferation in the Era of Nuclear Renaissance,” *International Forum on Peaceful Use of Nuclear Energy and Nuclear Non-Proliferation* (2011年2月3日、学士会館)

④ Masahiko Asada, “Nuclear Cooperation with India: From Non-Proliferation Perspective,” *International Forum on Peaceful Use of Nuclear Energy and Nuclear Non-Proliferation* (2011年2月3日、学士会館)

⑤浅田正彦「核軍縮を阻害するもの」京都外国語大学軍縮セミナー(2011年1月

24日、京都外国語大学)

⑥ Masahiko Asada, “Nuclear Development by the DPRK and Security Council Measures,” *United Nations Conference on Disarmament Issues* (2010年8月26日、埼玉)

⑦ Masahiko Asada, “Security Council Measures on the DPRK and Their Implementation,” *Harvard Project for Asian and International Relations (HPAIR)* (2010年8月22日、シンガポール・マネージメント大学)

⑧ Masahiko Asada, “Implementation of Security Council Resolutions 1718 and 1874,” 11th Annual International Export Control Conference (2010年7月8日、キエフ)

⑨浅田正彦「北朝鮮の核問題と安保理の役割」国連フォーラム(2010年3月12日、国際連合日本政府代表部)

⑩ Masahiko Asada, “Effective Implementation of Security Council Resolutions 1718 and 1874,” 17th Asian Export Control Seminar (2010年1月26日、東京)

⑪浅田正彦「北朝鮮の核問題と国連安保理の役割」シンポジウム 国連安保理の機能と日本の役割(2010年1月25日、国際連合大学)

⑫浅田正彦「非国家主体と自衛権」国際法学会(2009年10月10日、関西大学)

[図書] (計8件)

①浅田正彦ほか『現代国際法の思想と構造(第Ⅱ巻)』(東信堂、2012年)460頁(282-324頁)

②浅田正彦編『国際法』(東信堂、2011年)484頁(3-27頁、375-405頁)

③浅田正彦ほか『21世紀の国際法』(日本評論社、2011年)342頁(215-233頁)

④ Masahiko Asada et al., *Sanctions and Weapons of Mass Destruction in International Relations* (Geneva Centre for Security Policy, 2010), 133pp. (pp. 1-133)

⑤ 浅田正彦ほか『日本における海洋法の主要課題』(有信堂、2010年) 352頁(50-103頁)

⑥ 浅田正彦ほか『国連安保理の機能変化』(東信堂、2009年) 203頁(3-40頁)

⑦ 浅田正彦ほか『国際立法の最前線』(有信堂、2009年) 472頁(251-324頁)

⑧ Masahiko Asada et al., Public Interest Rules of International Law (Ashgate, 2009), 493 pp. (pp. 141-164)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

浅田 正彦 (ASADA MASHIKO)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90192939

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：